

日進市市長等と語る会実施要綱

平成19年 5月15日
要綱第 43号

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体等からのまちづくりに対する提案を市政の施策形成及び事務事業の改善に反映させるため、市長等が市民団体等と面談により提案を受ける「市長等と語る会」の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長、教育長及び各部等の長をいう。
- (2) 市民団体等 原則として市内に在住、在勤又は在学の者で構成された3人以上の団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 公の秩序を乱すもの又はその恐れのあるもの
 - イ 専ら政治、宗教又は営利を目的としたもの又はその恐れのあるもの
 - ウ 専ら苦情、私的な要望等を扱うもの又はその恐れのあるもの
- (3) 政策 市政の各分野において実現すべき基本的な目標及び方向性のことをいう。
- (4) 施策 政策を実現するための選択や尺度のことをいう。
- (5) 事務事業 施策を実現するための具体的活動をいう。

(種別)

第3条 市長等と語る会は、別表のとおりとする。

(提案の内容)

第4条 提案の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施策に関する提案
 - (2) 事務事業に関する提案
- 2 前項の規定にかかわらず、個人の悩みごと相談、私的な要望、個人の利権にからむ問題等は除くものとする。

(開催場所)

第5条 開催場所は、市長応接室とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(開催時間)

第6条 開催時間は、30分以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(出席人数)

第7条 出席人数は、3人以上10人以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合

は、この限りでない。

(ふれあいトーク)

第8条 ふれあいトークの開催を希望する市民団体等は、ふれあいトーク開催申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を開催を希望する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書が提出されたときは、速やかに開催の諾否を決定し、ふれあいトーク開催通知書(第2号様式)又はふれあいトーク不承諾通知書(第3号様式)により申込書を提出した市民団体等に通知するものとする。

(施策への活用)

第9条 提案の内容を所管する部署は、その対応について施策に反映させるなどの活用に努めるものとする。

(公開等)

第10条 市長等と語る会は、原則として非公開とする。

2 市長は、市長等と語る会の概要及び対応について、広報事業を通して公表できるものとする。

(庶務)

第11条 市長等と語る会に関する庶務は、総合政策部情報広報課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

日進市長 あて

申込者（代表者）

住 所 _____

市民団体等名称 _____

代表者名 _____

電話番号 ()

ふれあいトーク開催申込書

下記のとおりふれあいトークを申し込みます。

記

希 望 日 時	① 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	② 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	③ いつでもよい	
出席予定者氏名	①	⑥
	②	⑦
	③	⑧
	④	⑨
	⑤	⑩
話したい提案の概要		

【添付書類】

- (1) 市民団体等の規約等及び名簿
- (2) 「施策に関する提案」又は「事務事業に関する提案」についての詳細

【注意事項】

- (1) 市民団体等とは、日進市市長等と語る会実施要綱第2条第2号に定める団体です。
- (2) 開催時間は、30分以内です。
- (3) 出席人数は、3人以上10人以内です。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

様

日進市長

ふれあいトーク開催通知書

年 月 日付けで申し込みのありましたふれあいトークについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
開催場所	
出席予定者	
注意事項	
問合せ先	
	受付番号

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

様

日進市長

ふれあいトーク不承諾通知書

年 月 日付けで申し込みのありましたふれあいトークについて、下記の理由により不承諾としましたので、お知らせします。

記

不承諾の理由	
問 合 せ 先	

別表（第3条関係）

種 別	名 称	対 象	手 段
地縁型	市長との座談会	区長	指定
テーマ型	団体交流会	市民団体等	指定
その他	ふれあいトーク	市民団体等	公募